

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十四号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一〇二の項中「四七・五五」を「二九・九二から五〇・九六まで」に、「三二」を「八七」に改める。

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。